



福岡県医発第195号(地)

平成21年 4月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

福岡県後期高齢者医療広域連合との健康診査の委託契約の締結について

標記の件につきまして、今般、平成21年4月1日付けで福岡県後期高齢者医療広域連合と委託契約を締結いたしました。

つきましては、平成21年度健康診査委託契約書(写)をご参考までに1部お送りいたしますので、健康診査の実施に関しまして、実施医療機関への周知方につき貴会のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- (1) 平成20年度の契約内容からの変更点は別紙新旧対照表のとおりです。健診内容において、腹囲が必須項目から除外されております。
- (2) 4月20日より、福岡県後期高齢者医療広域連合から被保険者に対し受診票が送付されます。
- (3) 決済代行機関の福岡県国民健康保険団体連合会へ請求データを提出する際、腹囲のデータが無いという理由で受付エラーになることはありません。
- (4) 別紙の「一人当たり委託料単価 新旧対照表」につきましては、福岡県医発第147号(平成21年4月14日付け)でお知らせしております、市町村国保並びに協会けんぽ・健保組合・共済組合との委託契約についても同様となります。

小郡三井医師会より

後期高齢者医療担当理事 毛利康茂
後期高齢者医療副担当理事 名取一幸
会 長 丸山 泉

後期高齢者健康診査契約内容 新旧対照表

		平成20年度	平成21年度
区 分		健診内容	
基本的な 健診の項目	身体計測	身長、体重、腹囲、BMI	身長、体重、BMI
		→	

一人当たり委託料単価 新旧対照表

		平成20年度	平成21年度
区 分		1人当たり委託料単価（消費税含む）	
詳細な 健診の項目	貧血検査	241円	231円
	心電図検査	1,575円	1,365円



平成21年度福岡県後期高齢者健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する健康診査について、福岡県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）と社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務等）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙1健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙2実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

3 乙は、前項の実施機関一覧表を変更する場合は、甲に実施機関変更届を提出し、甲の承認を得るものとする。

4 健康診査において、乙又は実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

5 健康診査の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。）である福岡県国民健康保険団体連合会への送付を行うものとする。

（対象者）

第3条 健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する健康診査受診票を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等票面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 委託料は、別紙3内訳書のとおりとする。

（委託料の請求）

第6条 乙又は実施機関は、健康診査の実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち健康診査受診票に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、代行機関に請求するものとする。

- 2 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たる場合は、期限後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を期限とする。
- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

（委託料の支払い）

- 第7条 甲は、乙又は実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。
- 2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙又は実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。
- 3 請求者（乙又は実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うこととする。

（決済に失敗した場合の取扱い）

- 第8条 実施機関において、被保険者証と健康診査受診票の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 2 実施機関において、被保険者証と健康診査受診票の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関等を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、健康診査受診票に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

（再委託の禁止）

- 第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙又は実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、

この限りではない。

- 2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

（譲渡の禁止）

- 第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

- 第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその責任と負担において処理に当たるものとする。
- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その責任と負担について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。
- 3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（個人情報の保護）

- 第12条 乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙4個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成18年4月21日医政発第0421005号、薬食発第0421009号、老発第0421001号）及び甲において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。
- 2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（業務等の調査等）

- 第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。
- 2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

（契約の解除）

- 第14条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。
- 2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第 15 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

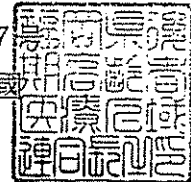
平成21年 4月 1日

委託者 (甲)

福岡県後期高齢者医療広域連合

福岡市博多区千代4丁目1番27

広域連合長 江 藤 守 國



受託者 (乙)

社団法人福岡県医師会

福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号

会 長 横 倉 義 武



健診等内容表

区分		内容	
特定健康診査※	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL-コレステロール
			LDL-コレステロール
		肝機能検査	GOT
			GPT
			γ-GTP
		血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖
			ヘモグロビン A 1 c
		尿検査	糖
			蛋白
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※	貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	

※ 健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。

※ 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビン A1c を測定すること。

※ 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

内訳書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む) 【個別健診】	支払条件
健康診査※	基本的な健診の項目	7,500 円	健診実施後に一括 ※ 健診単価には、消費税・検査結果通知費・情報提供料・電子的データ提出に係る費用を含む。
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	
		心電図検査	
		眼底検査	
		231 円	
		1,365 円	
		1,176 円	

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報に他を漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。